

県北広域振興局長告示第39号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年8月23日

県北広域振興局長 高橋 信

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市新井田第3地割206番3及び207番1並びに206番3及び207番1地先認定外道路及び認定外水路	97.71	6.00	平成25年8月1日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。